別紙様式２（第６条関係）

北院大　 第　　　　号

　　年　　月　　日

法人文書開示決定通知書

　　　　　　　　　　様

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　年　　月　　日付けで請求のありました法人文書の開示については、その全部について開示することと決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第９条第１項の規定に基づき、次のとおり通知します。

　なお、開示の実施を受ける際には、本通知書を持参（郵送を希望する場合を除く。）

してください。

|  |  |
| --- | --- |
| １　開示請求のあった法人文書の名称又は内容 |  |
| ２　開示請求書において希望した開示の実施の方法等の可否 | □　開示請求書のとおり開示の実施ができる□　開示請求書のとおり開示の実施ができない　（実施できない理由） |
| ３　求めることができる開示の実施の方法 | □　文書・図画の（写しの）閲覧　　□　文書・図画の写しの交付□　電磁的記録の視聴等　　　　　　　　（開示請求書において希望された開示の実施の方法と異なる方法を選択することもできます。） |
| ４　予想される開示実施手数料 | 文書枚数：A4判　　枚A:文書・図画の（写しの）閲覧：　　　円（100枚毎に100円）B:文書・図画の写しの交付　：　　　　円（A4判1枚につき10円）ただし、合計額が300円までは無料です。（A：　　　　円　　B：　　　　円）-300円＝ |
| ５　大学において開示を実施することができる日時、場所 | 日時：　　　　年　　月　　日（　）　　時～　　時　　　（又は）　　　　　　　年　　月　　日（　）から　　月　　日（　）までの　　時～　　時 |
| 場所：国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学　　　　石川県能美市旭台1-1 |
| ６　写しの送付による開示を希望する場合 | ○準備に要する日数「法人文書の開示の実施方法の申出書」が提出された日からおよそ　　　日後に発送できる見込みです。○郵送料の額定形外郵便物　　ｇ内　　　円（郵送料は切手で納入願います。） |
| ７　問い合わせ先 | 国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学　　　　（担当：　　　　　）電話　　　－　　－ |
| この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この決定があったことを知った日から６か月以内に、国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から６か月以内であっても、決定の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。 |

（別紙）

連　絡　事　項

１　この通知があった日から30日以内に開示の実施の方法を別添「法人文書の開示の実施方法の申出書」に記入の上、　　　　まで提出してください。

２　大学において開示の実施を希望される場合は、「法人文書開示決定通知書」に記載されている「大学において開示を実施することができる日、時間及び場所」に記載されている日時から、希望の日時を選択してください。

なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「法人文書の開示の実施方法の申出書」は、開示を受ける希望日の　日前までに、当方に届くように提出願います。

３　開示実施手数料は、開示実施日に開示実施場所（大学）において、直接現金で納入してください。

なお、写しの送付によって開示の実施を受ける場合は銀行振込も可能です。

その場合には、振込み済みの領収書等の写しを「法人文書の開示の実施方法の申出書」と併せて送付してください。

＜振込み先＞

　　　　銀行　　支店　　　　　国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学

４　開示実施手数料の減額又は免除を希望する場合は、「開示実施手数料の減額（免除）申請書」に必要事項を記載し、必要証明書を添付の上、「法人文書の開示の実施方法の申出書」とともに提出願います。